お知らせ

◆新電話番号◆

南あわじ市役所（代表）
☎43-5001（総務課）
【議会】
議会事務局☎43-5005
【危機管理部】
危機管理課☎43-5203
【企画部】
秘書課☎43-5204
ふるさと創生課☎43-5205
うずしお世界遺産推進課
☎43-5207
情報課☎43-5206
ケーブルテレビ☎43-2345
【総務部】
総務課☎43-5001
財政課☎43-5209
管財課☎43-5210
【市民部】
市民課☎43-5212
税務課☎43-5213
環境課☎43-5214
【福祉部】
福祉課☎43-5216
子育て支援課☎43-5219
長寿福祉課☎43-5217
地域包括支援センター
☎43-5237
健康課☎43-5218
【農商部】
商工観光課☎43-5221
消費生活センター
☎43-5099
農林水産課☎43-5223
食の拠点推進課
☎43-5224
農地整備課☎43-5225
【建設部】
建設課☎43-5226
都市計画課☎43-5227
下水道課☎43-5228
【会計】
会計課☎43-5229
【教育委員会】
教育総務課☎43-5230
学校教育課☎43-5231
社会教育課☎43-5232
体育青少年課☎43-5234
青少年育成センター
☎43-5238
【各委員会事務局】
選挙管理委員会事務局
☎43-5004
監査委員事務局・固定資産評価審査委員会事務局
☎43-5235
農業委員会事務局
☎43-5236

議会

第66回市議会定例会日程（3月）

問議会事務局☎43-5005

◆本会議　開会：午前10時～

日程	内容
2月22日（月） 2月24日（水）	①28年度施政方針表明 ②28年度予算提案説明 ③条例案上程 ④27年度補正予算案上程 ⑤その他の案件上程
2月29日（月） 1日（火） 3日（木）	①一般質問（代表・個人） ※28年度予算・施政方針の総括質疑を含む
4日（金）	①一般質問 ②28年度予算の質疑・委員会付託 ③追加議案上程・表決ほか
7日（月）	予備日
23日（水）	①付託案件委員会審査報告・表決 ②追加議案上程・表決

◆委員会　開会：午前10時～

日程	委員会	内容
15日（火）	総務常任委員会	付託案件の審査
17日（木）	産業厚生常任委員会	付託案件の審査

※平成28年度予算は、予算審査特別委員会を設置して審査を行います。審査の日程は同委員会設置後、3月8日（火）・9日（水）・11日（金）・14日（月）で調整を行う予定です。

- 議会は市役所本館4階の議場で傍聴できます
- インターネットによる中継、モニター中継（市役所本館4階議場、中央公民館）をしています

沼島汽船 洲本線休止のお知らせ

沼島汽船の利用者数は、近年13万人程度で推移しているものの、離島航路事業者が単独で航路を維持していくことは困難で、国等の公的支援が必要な状況にあります。そうした状況を考慮し、今後も引き続き航路を維持していくため、利用者が減少傾向にあった洲本線を休止することとなりました。

休止日　4月1日（金）～

休止航路　洲本線（沼島港～洲本港）

※灘線（沼島港～土生港）は、これまでどおりの便数、ダイヤで運航します。

※洲本～土生間については、コミュニティバス等により接続していますので、休止後はご利用ください。

問都市計画課☎43・5227

灘小学校卒業制作の作品を制作者にお渡しします

平成27年3月をもって灘小学校が閉校となりましたが、卒業生の皆さんが制作された作品が残されています。

心をこめて作られたものだと思いますので、制作された人にお渡ししたいと考えております。引き取りを希望される人は、学校教育課まで連絡してください。

対象者　制作された本人

※引き取りに来て頂ける人

引き渡し日　3月28日（月）

場所　元灘小学校

問学校教育課☎43・5231

ゴミ収集カレンダーの配布について

平成28年度版の南あわじ市ゴミ収集カレンダーを各自治会より、3月末までに各戸配布します。なお、自治会未加入の世帯は最寄りの市民交流センターまたは環境課でお渡しできます。

問環境課☎43-5214

◆確定申告はお早めに！

申告期限は・・・

3月15日（火）です。

申告期限が間近になると申告相談会場は混雑します。日程と会場は広報2月号に掲載しています。

問確定申告⇒洲本税務署 ☎24-1212
市・県民税申告⇒税務課 ☎43-5213

各種手当てのお知らせ

◆児童手当以外で4月より支給額が変更

1 児童手当

対象者　中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人（公務員は職場から支給されます）

手当額　▼3歳未満＝月額1万5000円
▼3歳以上小学校修了前＝月額1万円（第3子以降は月額1万5000円）
▼中学生＝月額1万円
▼所得制限限度額以上（特例給付）＝月額5000円

支給月　2月、6月、10月

問子育て支援課☎43・5219

2 児童扶養手当

対象者　父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している人

手当額　全部支給の場合は、月額4万2330円

※所得により支給金額が変わり、一部支給の場合など、所得制限があります

支給月　4月、8月、12月

問子育て支援課☎43・5219

3 特別児童扶養手当

対象者　20歳未満の障害児を養育する父母や、父母に代わってその児童を養育している人

手当額　▼重度障害＝月額5万1500円、▼中度障害＝月額3万4300円

支給月　4月、8月、11月

問子育て支援課☎43・5219

4 特別障害者手当

対象者　障害者手帳1・2級程度の障害が重複するなど、著しい重度障害のため日常生活に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人

手当額　月額2万6830円

支給月　2月、5月、8月、11月

問福祉課☎43・5216

5 障害児福祉手当

対象者　重度の障害のため日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人（障害の永続性が確認できる年齢は概ね満3歳以上）

手当額　月額1万4600円

支給月　2月、5月、8月、11月

問福祉課☎43・5216

通勤・通学者の人へ、交通費助成制度

南あわじ市から遠方への通勤・通学する人は、交通費助成制度をご利用ください。

1 高速バスを利用して島外に通勤・通学をする人

区間　島内の高速バス停から高速舞子、小鳴門橋バス停

助成金　対象区間の定期額（通勤手当を差引く）の通勤者は20％、通学者は30％

2 島内の学校へ一般路線バスだけでは通学できず、高速バスを利用する学生

区間　最寄の高速バス停から北淡IC

助成金　対象区間の定期額の20％

◆必要書類

❶在職・在学証明書（年度初回の申請時のみ）
❷定期券の写し
❸申請書
❹請求書兼振込依頼書
❺通勤手当支給額証明書（通勤者のみ）

※❸～❺は、市役所窓口や市のホームページで取得できます

◆申請時期

❶定期券購入後1ヶ月以内に申請してください。

㊟定期券の有効期間が平成27年度から平成28年度にわたるときは、購入後1か月以内の申請であっても申請日によって助成額が変わりますのでご注意ください。

例 定期期間が平成28年3月10日～4月9日の場合
▽3月31日までに申請した場合は、全額助成対象
▽4月1日以降に申請した場合は、4月1日～9日分のみ助成対象であり、3月分は対象外となります

※申請書等の記入において消せるボールペンは使用しないでください

問ふるさと創生課☎43・5205

みなさんのお役に立ちます

○植木剪定　○大工・左官仕事　○農作業　○除草・草刈　○軽作業
○施設管理　○清掃　○毛筆筆耕　○家事手伝い（掃除・洗濯・食事支度）など

会員募集中

お気軽にお電話下さい　どんな仕事でもご相談下さい

シルバー人材センターは旧緑庁舎へ移転しました

（公社）南あわじ市シルバー人材センター
〒656-0122　南あわじ市広田広田1064番地（旧緑庁舎1階）
TEL／0799-45-0171（代）　0799-45-0012　FAX／0799-45-1814

広告